

## 第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 10 月 18 日 (火) 午後 2 時

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup> ・ 7 椋下<sup>むくした</sup> 保<sup>たもつ</sup> ・ 14 宮本<sup>みやもと</sup> 政春<sup>まさはる</sup> ・ 15 守山<sup>もりやま</sup> 孝之<sup>たかゆき</sup>  
16 中谷<sup>なかたに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup> ・ 17 西森<sup>にしもり</sup> 偉統<sup>よしのり</sup> ・ 18 結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>  
20 諸戸<sup>もろと</sup> 善昭<sup>よしあき</sup> ・ 22 中野<sup>なかの</sup> たつ子<sup>こ</sup> ・ 23 片岡<sup>かたおか</sup> 眞郁<sup>まさいく</sup>

以上 10 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹  
白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議事録署名者 16 中谷<sup>なかたに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup> ・ 22 中野<sup>なかの</sup> たつ子<sup>こ</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (賃貸借権)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (地役権)  
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)  
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)  
議案第 8 号 非農地証明取消願について  
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは、第10回第2農地部会を開会いたします。本日は全員参加でございます。
- 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
            16番 中谷委員、22番 中野委員、よろしくお願ひします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。
- まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願ひします。
- 事 務 局      議案書の1ページをお願ひいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてで、ござい  
            ます。
- 番号1及び2で、合計件数は2件、合計面積は、田で4,705㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解  
            約したものであります。
- 2ページから7ページをお願ひいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございま  
            す。
- 番号1から9で、7ページになりますが、計で件数は9件、面積は  
            59,563㎡、その内訳は田が32,031㎡、畑が13,865㎡、そ  
            の他、これは台帳地目が山林などになっている農地が13,667㎡ございま  
            す。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性があり  
            ますので、届出人に対して指導しております。
- 8ページをお願ひいたします。
- 報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でござい  
            ます。
- 番号1、住宅用地。
- 以上1件で、面積は、畑で36㎡でございます。
- 9ページをお願ひいたします。
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権  
            移転）でございます。
- 番号1、建売分譲住宅用地、番号2、長屋住宅用地、番号3、一般個人住宅  
            用地。
- 以上3件で面積は畑で2,625.89㎡でございます。
- 10ページをお願ひいたします。
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借  
            権）でございます。
- 番号1、太陽光発電施設用地、番号2、事務所及び倉庫用地。
- 以上2件で合計面積は3,421㎡、この内訳は、田が2,423㎡、畑が  
            998㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございます。よろしくお願いいたします。  
それでは、議案事項に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 議案書の方11ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。  
番号1、地区久居、受人 \_\_\_\_\_、面積6,702㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積6,702㎡ 申請地 久居明神町大沢池\_\_\_\_\_、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積505㎡外4筆 合計面積1,343㎡。  
これにつきましては、生前部分贈与になります。  
番号2、地区川口、受人 \_\_\_\_\_、面積7,396㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積479㎡ 申請地 白山町川口大廣\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積479㎡。  
これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。  
番号3、地区大三、受人 \_\_\_\_\_、面積10,873㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積3,732㎡、申請地 白山町三ヶ野瀬古口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積181㎡。  
これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。  
番号4、地区八知、受人 \_\_\_\_\_、面積2,846㎡、渡人 \_\_\_\_\_外1名、面積6,115.42㎡ 申請地 美杉町八知長町\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積98㎡外1筆、合計面積192㎡。  
これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。  
以上、件数は4件で、合計面積は2,195㎡、このうち田が577㎡、畑が1,113㎡、その他、これは台帳地目が山林となっている農地で505㎡でございます。  
いずれの案件も・全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。立ち会いをいただきました地元委員の意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。6日に現地確認を行いました。詳細については事務局の説明通りです。地元推進委員も立ち会い、何の問題もないということです。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

中谷委員	<p>16番、中谷です。2番、3番と説明させていただきます。2番につきまして、6日に白山の農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。場所は県道_____線の_____を久居側から出て左手の山の奥です。</p> <p>渡人は遠方ですので、受人の_____さんとは親戚で、実家がこちらにあるので、申請がございました。何ら問題ないと思います。</p> <p>3番は、場所は_____の集落の外れになります。畑より、山林という感じでした。すぐ隣でワラビとかを栽培する方にまかそうということでした。何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	ありがとうございます。4番をお願いします。
結城委員	<p>18番結城です。11日に地元推進委員さん、事務局、行政書士さん4名で現地確認を行いました。受人の_____さんは現在、何も作ってない畑ですけど、耕作したいので、所有権移転でお願いしたいということでございます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお計りします。ただいま審議いただきました議案第1号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については許可することを決定したいと思います。次に議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請について（地役権）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	<p>はい、議長。12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）でございます。</p> <p>番号1、地区川口、借人 合同会社_____代表社員 _____、貸人 _____、面積6,252.32㎡ 申請地 白山町川口白木_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,054㎡</p> <p>これにつきましては、借人は、21年間の地役権を設定し、申請地の空中に太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。</p> <p>件数はこの1件で、農地法第3条第2項ただし書きの規定に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。
中谷委員	16番中谷です。6日に農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認を行

いました。地役権ということで、農作業等に全然影響ありませんので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお計りします。ただいま審議いただきました議案第2号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町八丁山\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積1,057㎡です。

これにつきましては、申請地は昭和46年ごろから山林となっており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町北出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積366㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、309.96㎡、設置率は、日影部分を避けるため、一体利用地を含む全体面積845㎡の36.7%になります。

なお、一体利用地につきましては、議案第5号の番号1で農地法第5条第1項の許可申請が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区家城、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町藤水汲\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積588㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、182.56㎡、設置率は、日影部分を避けるため、転用面積の31%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口立花\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積92㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

なお、本案件は、隣接農地218㎡と一体利用するもので、隣接農地につきましては、議案第7号の番号4で農地法第5条第1項の許可申請が提出されております。

番号5、地区八ッ山、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野田中名\_\_\_\_\_

\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積254㎡外1筆、合計面積620㎡。  
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、417.4㎡、宅地を含む全体面積861.32㎡の  
48.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上件数は5件、合計面積は2,723㎡、このうち田が934㎡、畑  
1,789㎡でございます。  
いずれの案件につきましても、農地法第4条第2項各号には該当しないた  
め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。立ち会って  
いただきました地元委員の意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。6日に、会長、部会長、事務局とで現地確認を行いました。  
場所は、\_\_\_\_\_すぐ東150mぐらいの所です。現在も木が植わっている  
状態ですので問題ないと思います。地元推進委員さんは、問題ないということ  
ですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

棕下委員 7番、棕下です。6日に、現地確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_  
\_\_東約50mから60mぐらいの所です。会長、農業委員、事務局と現地確認  
を行いました。事務局の説明通りです。何ら問題ないと思いますので、よろし  
くご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

西森委員 17番、西森です。6日に地元推進委員、事務局、業者とで立ち合いを行  
いました。\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_の間ということで、日陰があり、日照が難しい状  
況です。  
場所的には川と道路の間ということで、地元推進委員さんの話でも、何ら問  
題ないだろうということでした。現地は、元々は耕作されていたようですが、  
家庭の都合で放棄して、管理ができていない状況ですので、何ら問題ありませ  
ん。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。6日に農業委員と地元推進委員、事務局で現地確認を行  
いました。事務局の説明通り、議案第7号の4番の土地と合わせて、親の住む  
住宅を建てるというので、残地の田も耕作するということでしたのでした。何  
ら問題ありません。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

西森委員 17番、西森です。6日地元推進委員2人と太陽光業者と立ち会いをさせて

いただきました。現地は、\_\_\_\_\_という工場がありまして、南の方へ少し行った集落です。過去に申請が出されて、既に太陽光発電施設になっているその隣の場所です。地元推進委員さんは、何ら問題ないだろうと言うことでした。問題ないと判断させていただいて、後は事務局の説明どおりでございます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第3号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居野村町駒屋\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積554㎡外1筆、合計面積614㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接への貸駐車場用地とするものです。

なお、申請地は既に転用されており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地久居一色町大沢\_\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 畑、面積867㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区波瀬、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬大久保\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積449㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、308.55㎡、設置率は転用面積の68.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地白山町川口杉東\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積281㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区川口、受人 \_\_\_\_\_代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、

申請地白山町川口白木\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積2, 159㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電の送電線鉄塔建設及び資材置場用地とするものです。

なお、申請地は昭和48年ごろに植林されており、渡人から始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は、5件、合計面積は4, 370㎡、この内訳は、田が3, 026㎡、畑が1, 344㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。立ち会っていただきました地元委員さんの意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。6日に現地確認を行いました。地元推進委員さんも一緒です。場所は国道\_\_\_\_\_号の\_\_\_\_\_の周辺です。\_\_\_\_\_がありまして、駐車場ということです。別に何も問題ないということですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

棕下委員 7番、棕下です。場所につきましては、\_\_\_\_\_の西北約150mぐらいの所です。6日に部会長、農業委員、事務局、とで確認を行いました。事務局の説明どおりなんら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

片岡委員 23番、片岡です。6日に、会長、農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。申請地は事務局の説明通りです。地元推進委員の理解も得たような状況です。

現地は、民家の近くで、隣に許可済みの太陽光発電施設がありました。基礎無しでも問題ないとのことでしたが、少し不安を感じましたので、整地をするということを指導をさせていただきました。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。4番、5番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。4番につきまして、場所は\_\_\_\_\_の東約3kmで、6日に農業委員、地元推進委員、事務局と現地確認を行いました。

幹線道路の近くに住宅を建てるということでした。何ら問題ないと思っております。

5番につきまして、6日に会長、部会長、農業委員、地元推進委員、事務局と現地確認を行いました。太陽光発電施設の資材置場です。この土地は、長年放置された土地で、場所は川口から波瀬へ抜ける道路で\_\_\_\_\_の手前になります。事務局の説明通り何ら問題はありませぬ。よろしくお願いします。



議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第4号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。それでは15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区栗葉、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地稲葉町北出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積479㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借権を設定し、申請地を議案第3号の番号2と一体利用です。太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、309.96㎡、設置率は、日影部分を避けるため、全体面積845㎡の36.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,215㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡で、転用面積の43.7%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は畑で1,694㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。立ち会っていただきました地元委員の意見を伺います。1番、2番お願いします。

棕下委員 7番、棕下です。1番につきまして、\_\_\_\_\_から約50m東の所でございます。部会長、農業委員、事務局とで現地確認を行いました。何ら問題ないと思います。

2番につきまして、6日午後に会長、部会長、地元推進委員さんと現地確認を行いました。これについても何ら問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議 長	ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第5号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号については許可することを決定したいと思います。 続きまして、次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは16ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号1、地区大三、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白山町三ヶ野上広 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積165㎡外1筆、合計面積234㎡です。 これにつきましては、借人は、貸人と20年間の地上権を設定し、隣接宅地と一体利用の上、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、386.4㎡で、一体利用する隣接宅地を含めた全体面積614.16㎡の62.9%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区大三、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白山町二本木入道垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積511㎡外1筆 合計面積911㎡。 これにつきましては、借人は、貸人と20年2か月の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、329.1㎡で、日影部分を避けて設置することから、パネル設置割合は転用面積の36.1%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は2件で、合計面積は1,145㎡、内訳としまして、田が400㎡、畑が745㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。立ち会っていただきました地元委員さんのご意見を伺います。1番、2番お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。1番につきましては、6日に農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。場所は、国道 _____号線から久居に向かって白山に入ってすぐ左手山奥の _____ という在所であります。以前、住宅が建っておりまして、その住宅が隣へ移転したのに伴い、住宅地と隣接している

畑とをあわせて太陽光発電施設ということでした。隣には太陽光発電施設が既にあり、何ら問題ないと思います。

2番につきまして、6日に農業委員、地元推進委員、事務局と現地確認を行いました。\_\_\_\_\_から南へ4～500m行った所で、かなり住宅の立て込んだところですが。住宅の裏が畑で、草刈等の管理もされておりましたけれども、太陽光発電施設に転用では何ら問題ありませんので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第6号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは17ページをお願いいたします。  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町狐塚 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積280㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、206.08㎡、転用面積の73.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町寺平尾 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,147㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、374.4㎡で、土地が不整形でありますことから、設置率といたしましては転用面積の

32.6%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区栗葉、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町馬屋敷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積82㎡外1筆、合計面積332㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区川口、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口立花 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積196㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、議案第3号第4番の土地69㎡と一体利用の上、一般個人住宅用地とするものです。農

地区分は、第1種農地と判断されます。

以上件数は4件で、合計面積は1,955㎡。この内訳は、田が196㎡、畑が1,759㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明を終わりました。立ち会っていただきました地元委員さんのご意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。6日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。場所は\_\_\_\_\_の西、\_\_\_\_\_のすぐ東です。何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。2番につきまして、6日、会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。

場所は\_\_\_\_\_の南約300mぐらいの所です。事務局の説明通り何ら問題ありません。

3番につきまして、6日、部会長、農業委員、地元推進委員さんの立ち会いの下、現地確認を行いました。場所は\_\_\_\_\_の西です。事務局の説明どおり何ら問題ありません。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。事務局の説明通り、議案第3号の4番の申請地と一体で住宅用地です。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第7号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第7号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第8号 非農地証明取消願を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 議長。議案第8号 非農地証明取消願ですけれども、これ取り下げをされておりますので、今回抹消ということで処理していただきますようによろしくお

願いたいと思います。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたとおり、議案第8号については抹消したいと思います。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 次に別冊としてお配りしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧いただきたいと思  
います。  
各地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。  
久居地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で9,429㎡、契約件  
数は2件でございます。  
一志地区につきましては、集積はございませんでした。  
白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で18,152㎡、畑の賃  
貸借、使用貸借で2,865㎡、契約件数は11件でございます。  
美杉地区につきましては、田の賃貸借で1,516㎡、契約件数は1件でご  
ざいます。  
以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転で29,097㎡、  
畑の集積が賃貸借、使用貸借で2,865㎡、合計契約件数は14件、合計面  
積は31,962㎡となっております。  
次に認定農業者への集積状況でございます。  
地区別の認定農業者への集積は、白山地区の2件で、合計面積は5,274  
㎡でございます。  
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤  
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さんのご意  
見がありましたら、お伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審  
議をいただきました議案第9号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については適正であると認め、市  
長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議  
はすべて終了させていただきます。

午後 3 時 2 7 分

上記は、第 1 0 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_